

養老町ホームページバナー広告掲載実施要領

平成25年3月29日

告示第44号

改正 平成28年3月29日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要領は、養老町有料広告掲載取扱要綱（平成25年養老町告示第43号。以下「要綱」という。）に基づき、養老町（以下「町」という。）が作成する町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 町ホームページに広告を掲載できる者、広告の内容及びデザインについては、要綱及び養老町有料広告取扱要綱に関する基準（平成25年養老町告示第46号）の規定に従うものとする。

2 町税の滞納がある広告主は掲載しないものとする。

(町税納付状況調査)

第3条 町長は、広告主に町税の滞納がないことを確認するため、広告主の町税納付状況調査を行うことができないものとし、広告主はこれに同意するものとする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、町ホームページのトップページ上で、町が指定する掲載位置及び掲載数とする。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格（1枠）は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル 横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあたっては、閲覧者への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量7キロバイト以内

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5,000円とする。

(申込み)

第8条 広告の掲載を希望する広告主は、養老町ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告の審査及び決定)

第9条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、要綱第10条に定める養老町広告選定委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、養老町ホームページバナー広告掲載結果通知書(様式第2号)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定を受けた広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

(広告内容の調整)

第11条 掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、町ホームページのイメージを損なうことのないよう広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)と調整した内容又はデザインとする。

2 広告にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(禁止する表現)

第12条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を含むバナー広告は、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。)
- (3) ラジオボタン(選択できるようなもの。)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの。)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの。)

(町ホームページとの区別)

第13条 閲覧者が、町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(被害賠償等)

第14条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受け

た場合及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(広告掲載の変更及び廃止)

第15条 広告主は、月を単位として、広告内容・リンクの変更及び掲載の廃止を行う場合は、養老町ホームページバナー広告掲載変更届出書(様式第3号)又は養老町ホームページバナー広告掲載廃止届出書(様式第4号)を提出しなければならない。なお、広告掲載を廃止する場合の残りの広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなくなつたときは、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 広告掲載期間中、次に掲げる理由により町ホームページ運営を一時停止した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日告示第25号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。